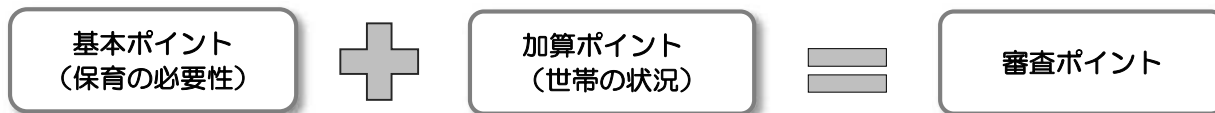


入所者の選考

入所申請者数が定員を超える場合は、各世帯の状況をポイント化し、ポイントの高い方から入所（園）の調整を行います。



■基本ポイント

保育の実施基準		保護者（父母）の状況		父	母
番号	類型	細目	適用	指数	指数
1	労働（就学）	7時間以上	週4日以上、1日7時間以上の就労（就学）	9	9
		6時間以上	週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労（就学）	7	7
		4時間以上	週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労（就学）	6	6
		就労（就学）先確定	すでに外勤等勤務（就学）が内定しており、入所と同時に週4日以上、1日4時間以上の就労（就学）が可能なもの	6	6
		就労（就学）先未定	入所後就職先を探すもの	4	4
2	出産・療養・障がい等	出産	出産前2月又は出産後3月の内、必要な期間	-	9
		疾病入院	概ね1月以上の入院	10	10
	居宅療養	常時臥床	疾病のため概ね1月以上常時臥床	10	10
		長期療養	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの	8	8
		一般療養	医師が概ね1月以上加療（安静）を要すると診断したもの	6	6
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3	3
	心身障がい	身体障害者手帳 1、2級/療育手帳 A/精神障害者保健福祉手帳 1級		10	10
身体障害者手帳 3級/療育手帳 B1/精神障害者保健福祉手帳 2級			8	8	
身体障害者手帳 4～6級/療育手帳 B2/精神障害者保健福祉手帳 3級			6	6	
3	病人の看護等	入院付添	概ね1月以上親族の入院付添に当たっているもの	10	10
		看護	家族の長期居宅療養等介護に当たっているもの	6	6
		障がい児者介護	障がい児者の介護、通園、通院、通学等に当たっているもの	10	10
		寝たきり老人等介護	祖父母等、寝たきり老人等の介護に当たっているもの	10	10
4	家庭の災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋の復旧に当たる場合	10	10
5	虐待・配偶者等からの暴力	虐待・配偶者等からの暴力	児童虐待・配偶者等からの暴力のおそれがある場合	10	10

※ 指数の低いほうを当該世帯の指数とする。

■加算ポイント

区分		適用	指数
世帯の状況	両親不在	両親の死亡、離別、行方不明	+5
	母子・父子家庭	母又は父の死亡、離別、行方不明等母子・父子家庭に準ずるもの	+5
	海外赴任・海外留学・海外居住	海外赴任・海外留学・海外居住により1年以上保護者のいずれかが児童と別居予定又は別居した場合	+3
	親子別居	遠隔地（兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県及び三重県を除く）の祖父母等に児童を預けているもの	+3
	育休退所	育児休業中につき退所しているもの	+4
	産休・育休復職	産前産後休暇又は育児休業終了により1か月以内に復職するもの	+5
	児童の障がい	障がいがあり集団保育が望ましいもの	+1
	兄弟入所	市内認可保育施設に兄弟姉妹が既に入所しているもの	+4
	兄弟申請	市内認可保育施設に兄弟姉妹が同時又は既に申請しているもの	+2
	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	+3
	同居の親族等	65歳未満 祖父母等同居の親族その他の者が保育できると認められた場合	-1
	就労保育士	保護者が市内の認可保育所で保育士として就労しているもの	+2
保育状況	認可外保育所等	保護者の就労や病気等により認可外保育施設等に週4日以上かつ1日4時間以上児童を預けているもの	+1
待機期間	3月未満	待機期間は芦屋市内の保育所の入所定員等の事情により入所できず待機している期間による。（家庭の事情等により入所を保留している期間、審査を希望しない申立期間を除く。）	0
	3月以上6月未満		+1
	6月以上9月未満		+2
	9月以上12月未満		+3
	12月以上15月未満		+4
	15月以上		+5

- ※ 育休退所の指数の適用については、育児休業の対象となる児童が1歳に到達する年の年度末を越えて育児休業を取得し、退所となった当該児童の兄弟について適用し、当該児童についても適用する。
- ※ 入所を希望した保育所に入所が内定した後入所を辞退（2回以上の辞退に限る。）した者に係る待機期間の指数の適用については、この表の規定にかかわらず、指数を0（待機期間が3月未満の場合は-1）とする。
- ※ 児童の障がいの指数については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している児童について適用する。

3回目の辞退の際は、一度入所（園）の申請を取り下げ、入所（園）を希望するときに再度ご申請ください。